

津波による行員らの死亡につき銀行の安全配慮義務違反が否定された事案

## 七十七銀行（女川支店）事件

第1審 仙台地裁 平成26年2月25日判決（労働判例1123号63頁）

第2審 仙台高裁 平成27年4月22日判決（労働判例1123号48頁）本判決

上告審 最高裁第2小法廷 平成28年2月17日決定（上告棄却、上告受理申立不受理）



安西法律事務所 弁護士 木村 恵子

きむら けいこ ● 安西法律事務所 所属。専門は労働法関係。近著は「安全配慮義務の実務と対応」（編著・労働調査会）など。

本件は、七十七銀行（以下「Y」という）の女川支店（以下「本件支店」という）に勤務中、平成23年3月11日午後2時46分に発生した東北地方太平洋沖地震（以下「本件地震」という）の津波により死亡又は行方不明となった行員らのうち3名の遺族（以下、総じて「Xら」という）が、Yに対して安全配慮義務違反に基づく損害賠償請求をした事案である。本判決は、本件支店の屋上を超える高さの津波襲来の予見可能性を否定するなどしてXらの請求を棄却したが、自然災害についても、具体的に予見できる危険性については、使用者にはそれを回避する安全配慮義務があることを示唆しており、実務上参考になろう。

## 1. 事案の概要

## 1) 当事者

(1) 訴えた側（Xら：1審原告ら、2審控訴人ら、上告審上告人ら）

訴えたのは、本件支店勤務中に津波により死亡した行員Aの遺族（A 1、A 2）、行員Bの遺族（B 1）及び派遣社員Cの遺族（C 1ないしC 3）である。

(2) 訴えられた側（Y：1審被告、2審被控訴人、上告審被告）

訴えられたのは、仙台市に本店を置く地方銀行である。

## 2) Xらの請求の根拠

Xらは、YがAないしCとの関係で安全配慮義務を負うことを前提に、①Yが改正した災害対応プランに避難場所として不適切な支店屋上（以下「本件屋上」という）を追加したこと（論点1）、②女川支店長が女川町の指定避難場所である堀切山への避難を指示しなかったこと（論点2）等<sup>1)</sup>が安全配慮義務違反に該当するとして損害賠償を請求した。

## 3) 事実関係の概要（本判決が認定した事実関係）

- ① 本件支店は、海岸から約100mの距離にあり、その建物（以下「本件建物」という）は、鉄筋コンクリート造陸屋根3階建、屋上までの高さは13.35mであった。
- ② 本件地震発生当時、本件支店には、行員であるA、B及び派遣社員であるCのほか、D支店長以下11名（総勢14名）が勤務していた。

- ③ 女川町は、本件支店に近い津波避難場所として、堀切山地内の神社等を指定するとともに、本件支店と海からの距離も高さもほとんど同じ女川消防署を津波指定避難場所としていた。
- ④ Yは、平成13年4月から災害対応プランを策定しており、同21年10月には「宮城県地震被害想定調査に関する報告書」（以下「本件報告書」という）等を参考に、従来からの「指定避難場所」に加えて迅速に避難できる場所として「屋上等の安全な場所」も追加する改正をした。その際、Yは宮城県危機対策課に照会し、津波避難ビルとしては高さが重要であるとの助言を得て、本件建物は津波避難ビルとして十分な高さを有すると確認したこと、上記報告書では、予想される津波の最大高さが5.3m~5.9mであったこと等から、本件支店が津波避難ビルとして適格性を有すると判断していた。
- ⑤ 本件地震を受けて、気象庁は、午後2時49分、宮城県等に3m程度以上の津波が予想されるとの大津波警報を発表した。その後、午後3時14分には、宮城県に津波到達が確認され、予想される高さを10m以上とする大津波情報を発表した。
- ⑥ 本件地震発生当時、D支店長は取引先訪問中であったが、大津波警報発表を知り、午後2時55分頃本件支店に戻り、行員らに片付けは最小限にして避難するよう指示した。
- ⑦ 午後3時5分頃、行員ら13名が本件屋上に避難した。その後、まもなく本件屋上まで水嵩が達し、全員が海拔20m

程度の大津波に流され、AないしCを含む12名が死亡又は行方不明となった。

## 2. 1審判決の要旨

1審は、本件屋上を超える高さの津波が押し寄せてくることを予見することは困難であったなどとして、Y社の安全配慮義務違反を否定し、Xらの請求を棄却した。

## 3. 本判決の要旨

本判決も、概要、以下のように述べてXらの請求を棄却した。

### (1) Yの安全配慮義務について

Yは、A及びBに対しては労働契約にともない安全配慮義務を負い、派遣の関係にあったCとは特別の社会的接触の関係にあり安全配慮義務を負っていた。したがって、Yは、AないしCが、「使用者又は上司の指示に従って遂行する業務を管理するに当たって、その生命及び健康等が地震や津波などの自然災害の危険から保護されるよう配慮すべき義務を負っていたというべきである<sup>1)</sup>。」

### (2) 論点1について

津波に対する防災対策を講じるについては、想定を行う時点における科学的知見等を用いた相当性のある方法によって想定を行うほかないから、このようにして得られた知見を

前提に防災対策を講じることは不合理ではないというべきである<sup>2)</sup>。想定された津波の高さ、本件建物の構造及び避難場所追加の趣旨等に照らし、Y社が本件屋上を津波からの避難場所として追加したことは不合理ではなく、安全配慮義務に違反するものではない。

### (3) 論点2について

Yにおいて本件地震発生前後に収集可能であった情報によっては、本件屋上を越える高さの津波襲来の危険性を具体的に予見することが可能であったとは認められないから、D支店長が災害対策プラン上避難場所とされていた本件屋上への避難を指示したことについて安全配慮義務違反があったと認めることはできない<sup>3)</sup>。

堀切山へ避難を指示していれば、行員らの命が救われていた可能性は大きかったから、避難場所として本件屋上が指示され、行員らが被災する結果に至ったことは極めて残念な結果である。しかし、法的義務を課する観点からは、安全配慮義務の対象となる回避すべき危険は、具体的に予見できる範囲のものとするのが相当であり<sup>4)</sup>、…Yにおいて、本件支店の屋上を越える高さの津波が襲来する危険性を具体的に予見することができたと認められないから、…Yに安全配慮義務違反の法的義務を問うことはできない。

## ワンポイント解説

### 1. 自然災害と企業の安全配慮義務

使用者は、労働契約にともなって安全配慮義務を負うところ（労働契約法5条）、不可抗力により発生する自然災害についても使用者は安全配慮義務を負うことを指摘している点（上記下線①）に本判決の特徴がある。また、本判決は、具体的に講じる防災対策については、想定する時点における科学的知見等を前提にすることは不合理ではないとし（上記下線②）、避難指示等をする際の回避すべき危険は、具体的に予見できる範囲のものとして指摘するが（上記下線③及び④）、これらの指摘は、裏を返せば、その時々科学的知見等を踏まえた防災対策の検討を怠ったり、具体的に予見できる危険に対して、それを回避する避難指示等をせず、その

結果、労働者等が被災した場合には、使用者の安全配慮義務違反が認められる可能性があることを示唆するものであり、実務上参考になろう。

### 2. 派遣社員に対する安全配慮義務

労働者派遣においては、派遣労働者は、派遣元事業主との間に雇用関係があるものの、派遣先の指揮命令を受けて派遣先に対して労務の提供をする関係にある。そのため、派遣先と派遣労働者は特別な社会的接触の関係にあり、派遣先は、派遣労働者に対して自己の雇用する労働者と同様の安全配慮義務を負う。本判決は、自然災害との関係においても、この理が変わらないことを指摘しており、この点も参考になろう。

1) Xらは、他に①立地の特殊性に合わせた店舗を設計すべき義務、②安全教育を施した者を管理責任者として配置すべき義務、③避難訓練等を実施すべき義務をそれぞれ怠ったこと、④女川支店長において本件地震発生後に津波等に関する情報を収集する義務を怠ったことなども安全配慮義務違反に該当すると主張していたが、いずれも義務違反は否定されている。